平成２４年（再イ）第３９０号

札幌市北区新琴似６条13丁目４番16号
再生債務者　外山　克彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年５月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第４０７号

札幌市豊平区月寒東１条３丁目２番46号　ソフィア202号
再生債務者　広瀬　智也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年５月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３号

札幌市西区発寒６条９丁目７番７号　グランドール発寒302号
再生債務者　山口　仁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年５月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月21日
札幌地方裁判所民事第４部

計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量講習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第九号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、環境計量講習（濃度関係）及び環境計量講習（騒音・振動関係）に関し必要な事項を次のように公告する。
平成二十五年五月三十一日　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治
一　受講資格　計量士国家試験（濃度関係又は騒音・振動関係）に合格した者で、計量法第百二十二条二項一号（登録）及び施行規則第五十一条（登録条件）に定める条件に満たない者
二　講習期間
（濃度関係）
第１回　平成二十五年七月十六日から平成二十五年七月十九日まで
第２回　平成二十五年七月三十日から平成二十五年八月二日まで
第３回　平成二十五年八月二十日から平成二十五年八月二十三日まで
第４回　平成二十五年八月二十七日から平成二十五年八月三十日まで
第５回　平成二十五年九月十日から平成二十五年九月十三日まで
第６回　平成二十五年九月二十四日から平成二十五年九月二十七日まで
第７回　平成二十五年十月八日から平成二十五年十月十一日まで
第８回　平成二十五年十月十五日から平成二十五年十月十八日まで
第９回　平成二十五年十一月五日から平成二十五年十一月八日まで
第10回　平成二十五年十一月十二日から平成二十五年十一月十五日まで
第11回　平成二十五年十一月二十六日から平成二十五年十一月二十九日まで
第12回　平成二十五年十二月十日から平成二十五年十二月十三日まで
なお、実施回数については、受講申請者数により判断する。
（騒音・振動関係）
第１回　平成二十五年九月二日から平成二十五年九月六日まで
第２回　平成二十五年九月三十日から平成二十五年十月四日まで
第３回　平成二十五年十月二十八日から平成二十五年十一月一日まで
第４回　平成二十五年十二月二日から平成二十五年十二月六日まで
なお、実施回数については、受講申請者数により判断する。
三　講習会場
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センター実習棟
茨城県つくば市東１丁目１番１号　中央第五
四　講習の概要
環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）になろうとする者に必要な実習
五　受講料
（濃度関係）　九万千百円
（騒音・振動関係）　五万七千七百円
六　受講定員
（濃度関係）　各回三十名
（騒音・振動関係）　各回三十名
七　受講申請書提出期間　平成二十五年五月三十一日から平成二十五年六月二十八日まで（郵送による場合は、最終日消印有効とする。ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。）
八　受講申請書提出先
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東１丁目１番地１　中央第一　外周　さくら館
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
提出書類　濃度関係及び騒音・振動関係ごとに各１通
１　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第２）
２　受講申請書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第３）
３　受講に関する調査票
４　写真（大きさは、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）
５　環境計量士国家試験合格証書の写し又は合格証明書の写し
６　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは、角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、四四〇円切手を貼付）
九　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。
十　その他
受講の決定は、受講に関する調査票の受講コースの希望から、また希望の受講コースが定員となったとき及び希望の記述が無い場合は早い回から、先着順に割り当てる方法で行う。決定次第受講決定通知を送付する。
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ
http://www.nmij.jp/~metroltrain/において、提出書類の様式等本件に関する情報を公開する。
十一

平成２４年（再イ）第２６号

北海道小樽市長橋１丁目21番434号　雇用促進住宅長橋団地
再生債務者　大島　直裕
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年５月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月21日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（再イ）第６号

埼玉県比企郡川島町大字中山1162番地３　レオネクストメルベーユ川島106
再生債務者　河内　克巳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年５月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月21日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１０号

埼玉県ふじみ野市池上１番12号　リオ・ヴェルデ上福岡310
再生債務者　二見　欣也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年５月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月21日
さいたま地方裁判所川越支部